

年 月 日

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

伊丹市長宛

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期な方	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（a・b等）を記入してください。ただし、乙欄該当者と退職者は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。

※切替理由書（兼仕切紙）の添付又は個人別明細書の摘要欄への略号記入がなければ、原則、特別徴収として取り扱いますので、ご了承ください。

※普通徴収への切替理由について
略号でわからない事等がございましたら下記までご相談ください。
伊丹市 市民税課 TEL 072-784-8022（直通）

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	特定老人	その他老人	その他特別	その他	社会保険料の金額
① 有	② 千円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 千円
⑧ 有	⑨ 千円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 千円
⑮ 有	⑯ 千円	⑰ 円	⑱ 円	⑲ 円	⑳ 円	㉑ 千円
㉒ 有	㉓ 千円	㉔ 円	㉕ 円	㉖ 円	㉗ 円	㉘ 千円
㉙ 有	㉚ 千円	㉛ 円	㉜ 円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 千円
㊱ 有	㊲ 千円	㊳ 円	㊴ 円	㊵ 円	㊶ 円	㊷ 千円
㊸ 有	㊹ 千円	㊺ 円	㊻ 円	㊼ 円	㊽ 円	㊾ 千円
㊿ 有	㋀ 千円	㋁ 円	㋂ 円	㋃ 円	㋄ 円	㋅ 千円

該当する略号を必ず記載してください。

（摘要）住宅借入金等特別控除可能額 円

居住開始年月日

a 令和6年3月31日退職予定

生命保険料の金額 千円

旧生命保険料の金額 千円

扶養親族 扶養 16歳未満 外国人 死亡退職者 本人が障害者 本人が特別 勤労学生 中途退職

就業履歴 年月日

乙欄該当印又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、略号（a）に加えて退職予定日を摘要欄に記入してください。

兵庫県と県内すべての市町は、個人住民税の特別徴収を徹底しています。
給与受給者の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

- ◎ 個人住民税の特別徴収を実施していない事業者の皆様へ
特別徴収とは、給与受給者の給与から個人住民税を天引きし、事業者の方が給与受給者に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。
ご理解とご協力をお願いします。
- ◆ この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業者（給与支払者）の方に義務付けられています。
- ◆ 特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業者の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

個人住民税の特別徴収Q & A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ特別徴収？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）の方は、地方税法第321条の3、第321条の4及び各市町の条例の規定により、給与受給者（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。これまで、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q 事業者の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。個人住民税の計算は市町が行い、給与受給者ごとの住民税額を各市町から通知します。なお、給与受給者が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

Q 給与受給者にメリットはあるの？

A ① 給与受給者が納付の度に金融機関へ出向く手間が省けます。
② 納め忘れが無くなるとともに、納期が年12回のため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの納付金額が少なくなります。

特別徴収とは何ですか？

個人住民税の特別徴収とは、事業者が、給与受給者の個人住民税を毎月の給与から差し引いて、市区町村に納めていただく制度です。
 所得税の源泉徴収義務のある事業者の方は、特別徴収義務者として個人住民税を納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収をやっていなければ、どうなるの？

兵庫県・県内全41市町では、納税者の利便性向上、法令遵守の徹底等を図るため、平成30年度から特別徴収を徹底しています。
 特別徴収の未実施に対する罰則規定はありませんが、地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解とご協力をお願いします。

ア 特別徴収とするにはどうするの？ イ 普通徴収となる従業員はどんな人なの？

⑥ 給与支払報告書（総括表）

伊丹市長 宛 令和 年

※下記の名称・所在地に変更がある場合は赤字で修

ア 特別徴収とするには、1月31日までに提出する給与支払報告書に、特別徴収を行う人数を記載して提出してください（提出先:1月1日現在の住所地の市区町村）。

フリガナ		① 特別徴収	人		
給与支払者の名称又は氏名		普通徴収	人		
フリガナ	〒			② 退職分	人
給与支払者の所在地				③ ②を除く乙欄分	人
左記住所が送付先と異なる場合は右欄に記入して下さい。 <small>注）送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入</small>	〒			④ ②、③を除く退職予定少額、不定期等	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		計	人		
連絡者の氏名及び所属課係名並びに電話番号	課 係 氏名 電話 - - 内線()	①+②+③+④	人		

※個人別明細書Vに添付して一月三十一日までに提出して下さい。

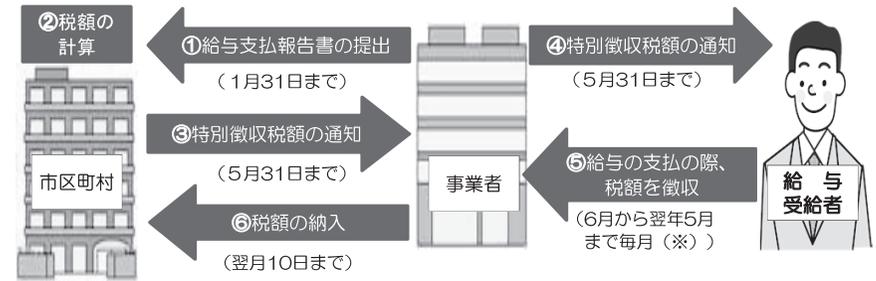
イ 普通徴収の対象は、下記a～dのいずれかに該当する方となります。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
 - b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
 - c 給与の支払が不定期な方
 - d 他の事業者から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）
- ※ アルバイト、パートだからという理由で普通徴収となるものではありません！

手続はこちら

事業者は、どんな事務をするの？

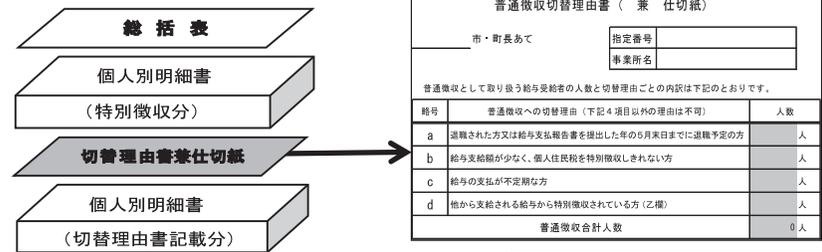
特別徴収の事務の流れ



※給与受給者が常時10名未満の事業主には、申請により年12回の納期を年2回とする特例があります。

左下のa～dの普通徴収理由に該当する方がいらっしゃる場合、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」（本紙）を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。

<提出時の綴り方>



⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）【抜粋】

支払を受ける者 住所	市区分	※報告番号
		個人番号
		役職名
		氏名
職別	支払金額	給与所得控除後の金額
		所得控除の額の合計額
		源泉徴収税額
（備考）		
a 令和6年3月31日退職予定		
外国人	特別その他	本人が障害者
学生	その他	ひとり親
学生		船務学生
就職	中途就・退職	受給者生年月日
退職	年月日	元号 年 月 日

該当する略号を必ず記載してください！



※エルタックスでの提出の際も「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号を記載してください。

乙欄該当印又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
 退職予定者は、略号(a)に加えて退職予定日を摘要欄に記入してください。